

広島県告示第五百二十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成十九年広島県告示第五百八十九号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

平成二十四年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変		区	域
更			
前		区	分
変		区	域
更			
一	二	区	分

吉浦区域  
（吉浦漁業協同組合  
の地区）

総トン数一〇トン未  
満の漁船により主と  
して船びき網を使用  
して営む漁業

吉浦区域  
（吉浦漁業協同組合  
の地区）

一 瀬戸内海機船船  
びき網漁業及び機  
船船びき網漁業の  
うち、二そいわ  
し船びき網漁業

二 一に掲げる漁業  
以外の漁業